

広島県公安委員会の公用文に関する規則をここに公布する。

平成21年 7 月 30 日

広島県公安委員会
委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第13号

広島県公安委員会の公用文に関する規則

(総則)

第1条 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公用文の種類及び書式は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公用文の種類)

第2条 公用文の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則 警察法（昭和29年法律第162号）第38条第5項の規定により、法令又は条例の特別の委任に基づき制定するもの
- (2) 規程 公安委員会の運営に関する細目的事項及び警察運営の基本的事項について定めるもので、規則以外のもの
- (3) 告示 法令の規定又は権限に基づいて処分又は決定した事項を管内一般に公示するもの
- (4) 公告 告示以外のもので、一定の事項を管内一般に公示するもの
- (5) 指令 特定の者からの申請、出願等に対して許可、認可等の処分をし、又は特定の者に対して一定の事項を命令するもの
- (6) 往復文 照会、回答、指示、報告、申請、進達、上申、依頼、通知、願い、届け等
- (7) その他 伺い、復命書、証明書、賞状、感謝状、祝辞等

(公用文の書式)

第3条 公用文の書式は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この公安委員会規則施行の際、現に効力を有する従前の公用文は、この規則の規定に基づいたものとみなす。

別表（第3条関係）

第1 規則

1 新たに制定する場合

(1) 本則に条を置く場合

○○○○規則をここに公布する。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□○○○○規則

（○○○○）

第1条□……………。

（○○○○）

第2条□……………。

……………。

2 □……………。

……………。

3 □……………。

(1) □……………。

(2) □……………。

□……………。

□ア□……………。

□イ□……………。

□□……………。

□□□附□則

1 □……………。

2 □……………。

……………。

別表（第○条関係）

--

別表第1（第○条関係）

--

別表第 2 (第〇条関係)

[]

別記様式 (第〇条関係)

[]

(別記)

様式第 1 号 (第〇条関係)

[]

様式第 2 号 (第〇条関係)

[]

説明事項

- 1 「□」は、1 字分空けることを示す。以下同じ。
- 2 規則の文体は、「である」体を用いる。
- 3 公布の旨の前文が 2 行以上にわたるときは、2 行目以下の初字は、1 字目から記載する。
- 4 題名の長いものは、右から 4 字目で切り上げて 2 行以上に記載する。この場合において、2 行目以下の初字は、1 行目と同じく 4 字目から記載する。
- 5 附則が 1 項のみの場合は、項番号を付さず、2 字目から記載する。
- 6 別表及び別記には、本則との関係を明らかにするため、原則として「(第〇条関係)」として本則の条を示す。
- 7 制定の伺いは、公布の伺いも併せて行うものとし、公布は、公布文に公安委員会委員長の署名を受けるとともに、警務部警務課において規則番号を付した後、広島県報への登載又は掲示板への掲示により行う。

(2) 本則に条を置かない場合

□□□□規則をここに公布する。

□□平成〇年〇月〇日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第〇号

□□□○○○○規則

.....
.....。

□□□附□則

.....。

2 改正する場合

(1) 全部を改正する場合

○○○○規則をここに公布する。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□□○○○○規則

○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）の全部を改正する。

（○○○○）

第1条□.....。

（略）

説明事項

題名の次に全部を改正する旨の制定文を記載する。

(2) 一部を改正する場合

ア 一つの規則の一部を改正する場合

○○○○規則の一部を改正する規則をここに公布する。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□□○○○○規則の一部を改正する規則

○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）の一部を次のように改正する。

.....
.....。

（略）

イ 二つ以上の規則を一つの規則で改正する場合

○○○○規則及び○○○規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□○○○○規則及び○○○規則の一部を改正する規則

（○○○○規則の一部改正）

第1条□○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）の一部を次の
□ように改正する。

□□……………
……………。

□□第○条を次のように改める。

□□（○○○○）

第○条□……………

□□……………。

（○○○規則の一部改正）

第2条□○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）の一部を次のよ
□うに改正する。

（略）

説明事項

改正の対象となる規則が三つ以上の場合の題名は、「○○○○規則等の一部を改正する規則」とする。

3 廃止する場合

(1) 一つの規則を廃止する場合

○○○○規則を廃止する規則をここに公布する。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□○○○○規則を廃止する規則

○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）は、廃止する。

□□附□則

……………。

(2) 二つ以上の規則を一つの規則で廃止する場合

○○○○規則及び○○○規則を廃止する規則をここに公布する。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏 名□□

広島県公安委員会規則第○号

□□○○○○規則及び○○○規則を廃止する規則

次に掲げる公安委員会規則は、廃止する。

⑴□○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）

⑵□○○○○規則（平成○年広島県公安委員会規則第○号）

□□□附□則

……………。

説明事項

改正の対象となる規則が三つ以上の場合の題名は、「○○○○規則等を廃止する規則」とする。

第2 規程

規則の例による。ただし、規則の公布文及び規則番号の部分をおのようになる。

1 新たに制定する場合

広島県公安委員会規程第○号

○○○○規程をおのよう定める。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏

〔印〕

名□□□□□

〔 広島県公安委員会

委員長□氏

名□□

2 改正する場合

(1) 全部を改正する場合

広島県公安委員会規程第○号

○○○○規程をおのよう定める。

平成○年○月○日

広島県公安委員会

委員長□氏

〔印〕

名□□□□□

〔 広島県公安委員会
委員長□氏 名□□ 〕

(2) 一部を改正する場合

広島県公安委員会規程第○号

□○○○○規程（等）の一部を改正する規程を次のように定める。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 〔---印---〕
委員長□氏 名□□□□□

〔 広島県公安委員会
委員長□氏 名□□ 〕

3 廃止する場合

広島県公安委員会規程第○号

□○○○○規程（等）を廃止する規程を次のように定める。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 〔---印---〕
委員長□氏 名□□□□□

〔 広島県公安委員会
委員長□氏 名□□ 〕

説明事項

制定時に広島県報又は掲示板により公示したものについては、広島県報への登載又は掲示板への掲示により公示するものとする。

この場合は、公安委員会委員長名（その最終字を右から6字目として記入しておく。）の末尾に総務部総務課において公安委員会委員長印を押す（氏名の終わりの字に幾分かける。以下同じ。）とともに、警務部警務課において規程番号を付した後、広島県報への登載又は掲示板への掲示の手続をとる。

第3 告示

1 新たに告示する場合

（法規的な性質を有するものの例）

広島県公安委員会告示第○号

□○○○○法（平成○年法律第○号）第○条の規定により○○○○を次のよう

に定める。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 印

委員長□氏 名□□□□□

□□□○○○○

□.....
.....。

□□□附□則

□この○○○○は、平成○年○月○日から施行する。（は、平成○年○月○日から適用する。）

（法規的な性質を有しないものの例）

広島県公安委員会告示第○号

□○○○○法（平成○年法律第○号）第○条の規定により.....
.....する。（した。）（.....は、次のとおりである。）

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 印

委員長□氏 名□□□□□

□.....
.....。

説明事項

- 1 告示の文体は、「である」体を用いる。
- 2 告示の日付は、広島県報への登載の日又は掲示板への掲示の日を表示する。
- 3 告示の公示は、公安委員会委員長名（その最終字を右から6字目として記入しておく。）の末尾に総務部総務課において公安委員会委員長印を押すとともに、警務部警務課において告示番号を付した後、広島県報への登載又は掲示板への掲示により行う。

2 一部を改正する場合

（法規的な性質を有するものの例）

広島県公安委員会告示第○号

□○○○○の一部を改正する告示を次のように定める。

□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 印

委員長□氏 名□□□□□

□□□○○○○の一部を改正する告示
□○○○○（平成○年広島県公安委員会告示第○号）の一部を次のように改正する。
.....
〔□□□附□則
.....〕

（法規的な性質を有しないものの例）

広島県公安委員会告示第○号
平成○年広島県公安委員会告示第○号（○○○○）の一部を次のように改正する。（改正し，平成○年○月○日から施行する。）（改正し，平成○年○月○日から適用する。）
□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 〔---印---〕
委員長□氏 名□□□□□
〔-----〕

.....
.....。

説明事項

「平成○年広島県公安委員会告示第○号（○○○○）」の括弧内には，その告示が公示されたときの件名を記載する。

3 廃止する場合

（法規的な性質を有するものの例）

広島県公安委員会告示第○号
□○○○○（平成○年広島県公安委員会告示第○号）は，廃止する。（平成○年○月○日限り，廃止する。）
□□平成○年○月○日

広島県公安委員会 〔---印---〕
委員長□氏 名□□□□□
〔-----〕

（法規的な性質を有しないものの例）

広島県公安委員会告示第○号

平成〇年広島県公安委員会告示第〇号（〇〇〇〇）は、廃止する。（平成〇年〇月〇日限り、廃止する。）
平成〇年〇月〇日

広島県公安委員会
委員長□氏

印
名□□□□□
□

第4 公告 (例)

広島県公安委員会公告第〇号
……………は（について）、次のとおりである。（……………を行う。）（……………する。）（……………した。）
平成〇年〇月〇日

広島県公安委員会
委員長□氏

印
名□□□□□
□

- 1 ……………
- ……………。
- 2 ……………。

説明事項

- 1 公告は、講習会の開催、聴聞の実施等一定の事項を管内一般に公示する場合に用いる。
- 2 公告の文体、日付及び公示の方法については、告示に同じ。

第5 指令

- 1 特定の者からの申請、出願等に対して処分する場合

広島県公安委員会指令第〇号

令 達 先□

平成〇年〇月〇日付けで申請の……………（について）は、〇〇〇〇法（平成〇年法律第〇号）第〇条の規定によって、（次の条件を付けて）許可（認可、承認）します。（次の理由によって許可（認可、承認）できません。）
平成〇年〇月〇日

広島県公安委員会
委員長□氏

印
名□□□□□
□

	令 達	先□
□□□□□法（平成○年法律第○号）第○条の規定によって、……………		
……………することを命じます。（禁止します。）		
□□平成○年○月○日		
広島県公安委員会 委員長□氏		{---印---} 名□□□□□ {-----}

第6 往復文

	広 公 委 第 ○ 号 平成○年○月○日
□□□□□様	
{---印---} (広島県公安委員会・広島県公安委員会委員長)□□□□□ {-----}	
[(公安委員会・公安委員会委員長)□□]	
□□□……………について(○○)	
□……………。	
□……………。	
□……………。	
□……………。	
□……………。	
□……………。	
□……………。	
□……………。	

説明事項

- 1 往復文の文体は、原則として「ます」体を用いる。ただし、箇条書にする部分は、原則として「である」体を用いる。
- 2 文書記号及び文書番号並びに日付は、中央から書き出し、最終字をそろえる。
- 3 発信者名及び受信者名の表示は、次による。
 - (1) 原則として職名のみを記載し、氏名は記載しない。
 - (2) 広島県警察に所属する者との往復文にあつては、県名を付けない。
- 4 公安委員会印又は公安委員会委員長印は、広島県警察に所属する者との往復文にあつては、原則として押印しない。この場合は、職名の最終字を右から3字目とする。

- 5 見出しの長いものは、右から4字目で切り上げて2行以上とし、2行目以下の初字は、1行目と同じく4字目とする。
- 6 見出しの末尾には、往復文の種類を括弧書きする。
- 7 本文の次に箇条書、注意事項等を付ける場合は、その文章の中に「次によって」というような語句を用い、その関連を明らかにする。

第7 その他

1 伺い

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>について（伺い） <input type="checkbox"/>。 <input type="checkbox"/>。
--

説明事項

- 1 伺いの文体は、「ます」体を用いる。ただし、箇条書にする部分は、原則として「である」体を用いる。
- 2 見出しの長いものは、右から4字目で切り上げて2行以上とし、2行目以下の初字は、1行目と同じく4字目とする。

2 復命書

平成○年○月○日
<input type="checkbox"/> 公安委員会委員長 <input type="checkbox"/> 様
所属 階級 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
復 命 書
<input type="checkbox"/>。 <input type="checkbox"/>。

説明事項

- 1 復命書の文体は、「ます」体を用いる。ただし、箇条書にする部分は、原則として「である」体を用いる。
- 2 日付は、中央から書き出す。
- 3 「復命書」の文字は、中央に記載する。

4 2人以上が同一内容について復命する場合は、連名とし、上席の者から記載する。

3 証明書

(1) 一般的な場合

証 明 書	
	証明を受ける者の表示□
□	
.....した（である）ことを証明します。	
□□平成○年○月○日	
広島県公安委員会 委員長□氏	┌───印───┐ 名□□□□□ └───┘

説明事項

- 1 証明書の文体は、原則として「ます」体を用いる。
 - 2 「証明書」の文字は、中央に記載する。
 - 3 証明を受ける者の表示の記載は、指令における令達先の表示に同じ。
- (2) 証明願等の副本に奥書する場合

□上記のとおり相違ないことを証明します。	
□□平成○年○月○日	
広島県公安委員会 委員長□氏	┌───印───┐ 名□□□□□ └───┘

4 賞状及び感謝状

平成○年○月○日 広島県公安委員会 委員長 氏 名	┌───印───┐ 名□□□□□ └───┘	(第○号) 賞 状 (感謝状) 賞 位 氏 名 様
------------------------------------	------------------------------	------------------------------------

説明事項

- 1 賞状及び感謝状の文体は、原則として「ます」体を用いる。
- 2 賞状及び感謝状は、特に感じよく書き表すことが必要であり、文字の位置及び大きさ等を体裁上均衡がとれるようにする。
- 3 賞状及び感謝状の番号は、必要に応じて付す。
- 4 賞位は、「優勝」、「第1位」、「特選」等の賞位がある場合に記載する。
- 5 敬称は、「様」のほか、「殿」、「君」、「さん」を用いることもできる。
- 6 本文は1字目から書き出し、句読点はいない。また、文の区切りがあっても、原則として行を改めず、1字分空けて続けて記載する。

5 祝辞

祝 辞	
<input type="checkbox"/>。
<input type="checkbox"/>。
<input type="checkbox"/>	□□平成○年○月○日
	広島県公安委員会 委員長□氏 名□□

説明事項

- 1 祝辞は、必要に応じて縦書きとしてよい。
- 2 祝辞の文体は、「ます」体を用いる。
- 3 「祝辞」の文字は、中央に記載する。